

『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金の交付に関しては、『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第2条 要綱第3条第2項に規定する別で定める補助対象事業の要件は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費の詳細)

第3条 要綱第3条第2項に規定する別で定める補助対象経費の詳細は、別表2のとおりとする。

(実施計画書の添付書類)

第4条 要綱第5条第2項に規定する別で定める添付書類は、別表3のとおりとする。

(業者選定の手続)

- 第5条 予定価格が30万円を超える経費の執行に当たっては、2者以上から見積書を徴取の上、最も経済性かつ事業効果に優れた者を選定するものとする。
- 2 補助事業の実施において、予定価格が100万円を超える委託等をする場合は、仕様と予定価格を3者以上の業者に示した上で提案及び見積書を求めるとともに、提案の中から最も経済性かつ事業効果に優れた者を選定するものとする。
 - 3 業者選定手続には、県から入札参加停止措置を受けている者を参加させてはならず、選定してはならない。
 - 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、知事が見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するときは、見積書の徴取を要しない。

(交付申請書の添付書類)

第6条 要綱第6条第6項第4号に規定する別で定める添付書類は、別表3のとおりとする。

(状況報告)

第7条 要綱第10条に規定する状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。なお、調査は電磁的方法により行うことができる。

(実績報告書の添付書類)

第8条 要綱第11条第1項に規定する別で定める添付書類は、別表3のとおりとする。

(資金調達事業に係る実績報告)

第9条 要綱第11条に規定する実績報告において、別表1の5号事業（補助事業の実施に必要な資金を獲得するための、他のモデルとなりうる資金調達事業）を実施した結果、その調達金額が当初の目標支援金額を下回ったことでクラウドファンディング運営事業者等に支払う利用手数料が交付申請書に記載した金額を下回った場合は、実績金額に基づき減額して報告しなければならない。なお、調達金額が当初の目標支援金額を超えたことで利用手数料が交付申請書に記載した金額を超えた場合でも、補助金交付額は増額しない。

(概算払)

第10条 要綱第13条第1項に規定する概算払の上限額は、交付決定額の3分の2以内とする。

(事業の指導及び助言)

第11条 補助事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、その都度別途定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業種別	要件
<p>1 新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）</p>	<p>1 次に掲げるいずれかの事業を実施すること。</p> <p>(1) 移住者及び開業希望者に向けて、商店街やまちの魅力を発信するとともに、移住及び空き店舗開業に関する情報を提供するセミナーや相談会を開催する事業</p> <p>(2) 移住者・二拠点居住者・関係人口などの新たな担い手が、地域住民以外の目線で、商店街や中心市街地などまちの魅力を発掘・発信するイベントなどを開催する事業</p> <p>(3) 移住者及び開業希望者向けに、商店街にある空き店舗の内覧会ツアー等を開催し、改装などの助言や提案等を実施する事業</p> <p>2 次に掲げる者のどちらも事業運営に参加させること。</p> <p>(1) 要綱第 2 条第 1 号に定める新たな担い手</p> <p>(2) 市町村又は要綱別表 1 に定める商工団体</p> <p>なお、補助事業者である実行委員会の事務局は、(2)の者が担うことが望ましい。</p>
<p>2 商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）</p>	<p>1 次に掲げる全ての事業を実施すること。</p> <p>(1) 「商店街に新たな担い手を呼び込む」「新たな魅力（店舗）を創出する」「空き店舗を解消する」ことを目的とした商業インキュベーション施設の整備事業（1号事業）</p> <p>(2) 1号事業で整備した施設の広報及び新たな担い手となる新規入居者の募集事業（2号事業）</p> <p>(3) 1号事業で整備した施設の入居者の店舗運営を支援するための専門家件走支援事業（3号事業）</p> <p>(4) 1号事業で整備した施設の退去者が本開業するに当たり、当該商店街内又は近隣商店街の空き店舗を活用して開業することを支援するための空き店舗活用開業支援事業（4号事業）</p> <p>(5) 前各号の事業の実施に必要な資金を獲得するための、他のモデルとなりうる資金調達事業（5号事業）</p> <p>2 1号事業の商業インキュベーション施設は、設置する地域の空き店舗の状況を踏まえつつ、原則として3以上の小規模店舗を設置するものとする。</p> <p>3 1号事業の商業インキュベーション施設の入居期限は、原則として3年内とする。</p> <p>4 1号事業で整備した施設の運営者は、施設の入居者に次の条件を附すとともに、入居者が条件を満たさなくなった場合は施設から退去させる旨を規約等で定めること。</p> <p>(1) 施設が所在する区域で活動する商店街（会）の会員になること。</p> <p>(2) 商店街（会）が行う活動に積極的に参画すること。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、特別な事情がある場合は3号事業及び4号事業は補助事業終了後に実施することができる。ただし、この場合においても、要綱第5条の事業計画書に各事業の実施計画の詳細を記載し確実に履行すること。また、補助事業終了後に実施する事業に関する経費は本補助金の対象としない。</p>

別表2（第3条関係）

事業種別	補助対象経費
<p>1 新たな担い手による商店街活性化モデル事業（ソフト事業）</p>	<p>事業に要する経費のうち、以下の経費区分によるものとする。</p> <p>ア 賃金（補助事業者の構成員又は職員の人件費は除く。） アルバイト代等</p> <p>イ 謝礼金 講師謝金、出演料等</p> <p>ウ 印刷製本費 印刷費、資料製本費等</p> <p>エ 物品購入費 消耗品、教材、資料、装饰材料等</p> <p>オ 備品購入費 各種機材購入等</p> <p>カ 役務費 郵送代、広告代、補助事業に係るイベント保険料等</p> <p>キ 委託費 会場設営委託等</p> <p>ク 使用料及び賃借料 会場借上、設備賃借、車両借上等</p> <p>次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <p>(1) 間接的経費、公租公課及び手数料 (2) 景品等 (3) 旅費、飲食費 (4) その他知事が定めるもの</p>
<p>2 商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業（商業インキュベーション施設整備事業）</p>	<p>1 商業インキュベーション施設の設置・取得等に要する経費</p> <p>ア 施設設置工事費</p> <p>イ 備品購入費</p> <p>ウ 補助事業と連動した商店街環境整備費</p> <p>エ 商店街インキュベーションの広報、新規入居者の募集、入居者の店舗運営の支援、退去者が開業するために行う商店街内又は近隣商店街の空き店舗活用の取組、その他の商業インキュベーション施設設置等事業の実施に要する経費（ただし、上欄アからクに該当する経費に限る。）</p> <p>2 資金調達事業の実施に要する経費</p> <p>ア クラウドファンディング運営事業者等に支払う利用手数料（決済手数料等は除く。）</p> <p>イ プロジェクトを掲載するホームページ等を作成するための費用（役務費、委託費）</p> <p>次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得等に要する経費 (2) 権利取得等に要する経費 (3) 土地の改修費 (4) コンサルティング料 (5) 間接的経費、公租公課及び手数料、補助事業者の構成員又は職員の人件費 (6) その他知事が定めるもの</p>

別表 3 (添付書類)

1 実施計画書 (第 4 条関係)

	添付書類	備考
1	様式アによるプレゼンテーションシート	
2	様式イによる目標達成評価シート	
3	事業の実施場所を示す地図等	商店街の位置及び区域を明示すること。
4	補助対象事業者の役員を含む構成員の名称、氏名、所在地、業種等を記した名簿	補助対象事業者が商工団体の場合は、役員名簿に代えることができる。
5	補助対象事業者の概要資料、定款・規約、過去 3 年間の決算書類	「新たな担い手による商店街活性化モデル事業」については、過去 3 年間の決算書類の提出は要しない。
6	事業経費の積算根拠となる資料	
7	その他知事が必要と認めるもの	

2 交付申請書 (第 6 条関係)

	添付書類	備考
1	様式アによるプレゼンテーションシート	
2	様式イによる目標達成評価シート	
3	補助事業の実施場所を示す地図等	商店街の位置及び区域を明示すること。
4	工事仕様書及び位置図、見取図、設計概要図等の図面類の写し	「新たな担い手による商店街活性化モデル事業」については、第 4 号から第 8 号の書類の提出は要しない。
5	施設設置場所土地等の使用承諾を証する書類の写し又は賃貸借契約書または売買契約書の写し	
6	施工前の外観・内観が分かる写真等	
7	施工内容がわかる計画書・図面等	
8	施設設置後 5 年間の事業計画書 (収支見込み含む)	
9	その他知事が必要と認める書類	

3 実績報告書 (第 8 条関係)

	添付書類	備考
1	様式イによる目標達成評価シート	
2	事業内容の説明資料	説明会等で発表に使用する資料として、事業内容、成果、他地域への助言等を記載し、画像を多く掲載する資料とすること。
3	様式ウによる検査調書	
4	補助事業者の支出が確認できる書類の写し (請求書、領収書、通帳の写し等)	
5	工事施行前後の写真	「商店街インキュベーションによる空き店舗解消・活用モデル事業」に限る。